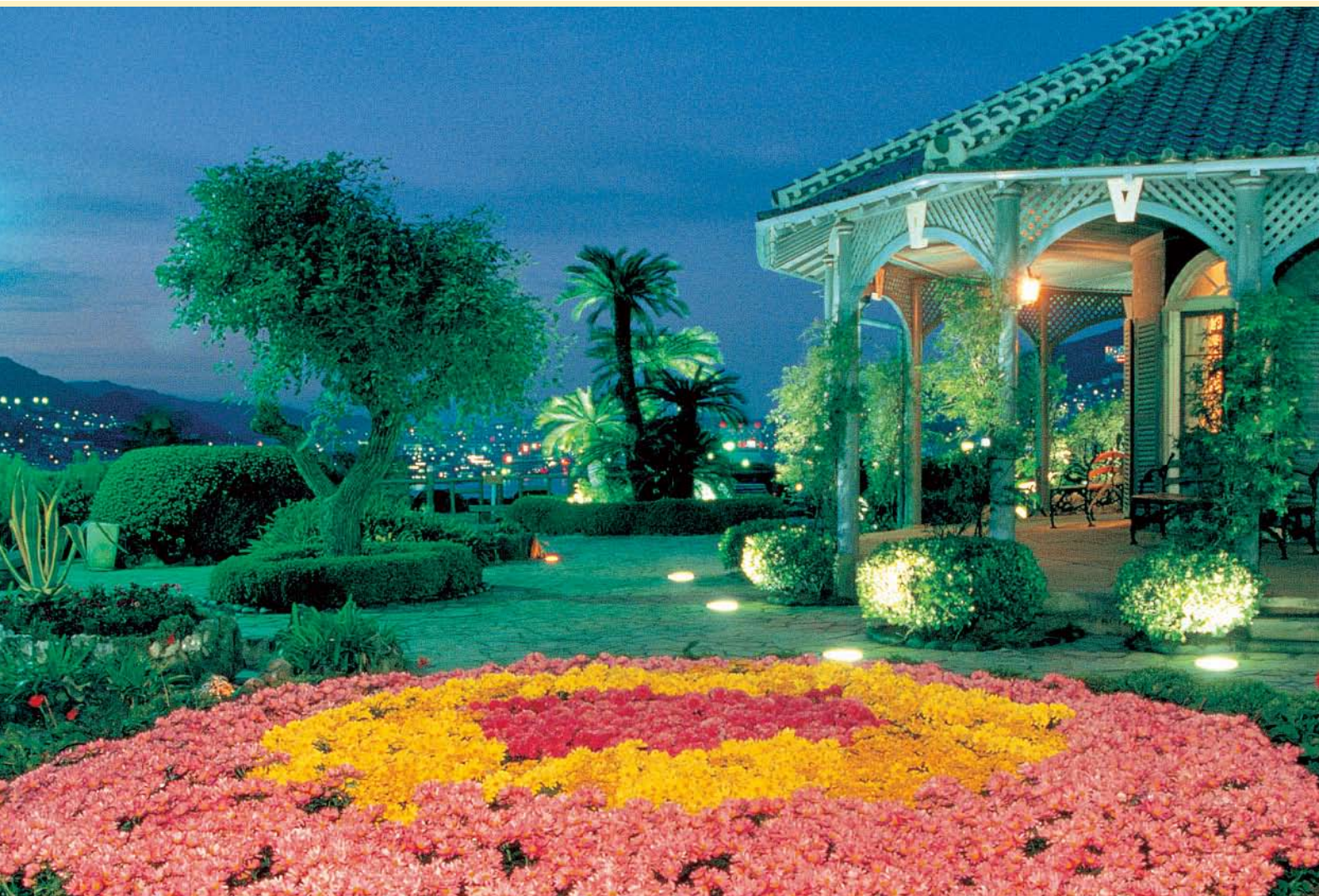


共済ながさき

平成20年8月発行

第138号



グラバー園

もくじ

平成19年度決算のあらまし	2
退職準備セミナーのお知らせ.....	8
保健課からのお知らせ.....	9
特定健康診査等実施計画を策定しました.....	10
お口の健康アドバイス.....	12
「だんしん」の中途加入募集のお知らせ	14
債務返済支援保険の審査漏れはありませんか？.....	15
共済貯金の状況について.....	16
～平成20年度の組合員証等「検認」における被扶養者認定事務取り扱いについて～.....	17
小浜温泉やすらぎの宿「グランビューうおみ」.....	18

平成19年度決算のあらまし

去る7月8日第145回共済組合組合会が開催され、平成19年度の決算が承認されましたのでその概要についてお知らせいたします。

組合の現況

所属所数

12市10町17組合 計39所所属

組合員数

12,467人（うち任意継続組合員318人）

被扶養者数

18,914人（組合員1人当たり1.517人）

平均給料月額（掛金・負担金の基礎となった給料）

短期経理 329,498円

長期経理 328,435円



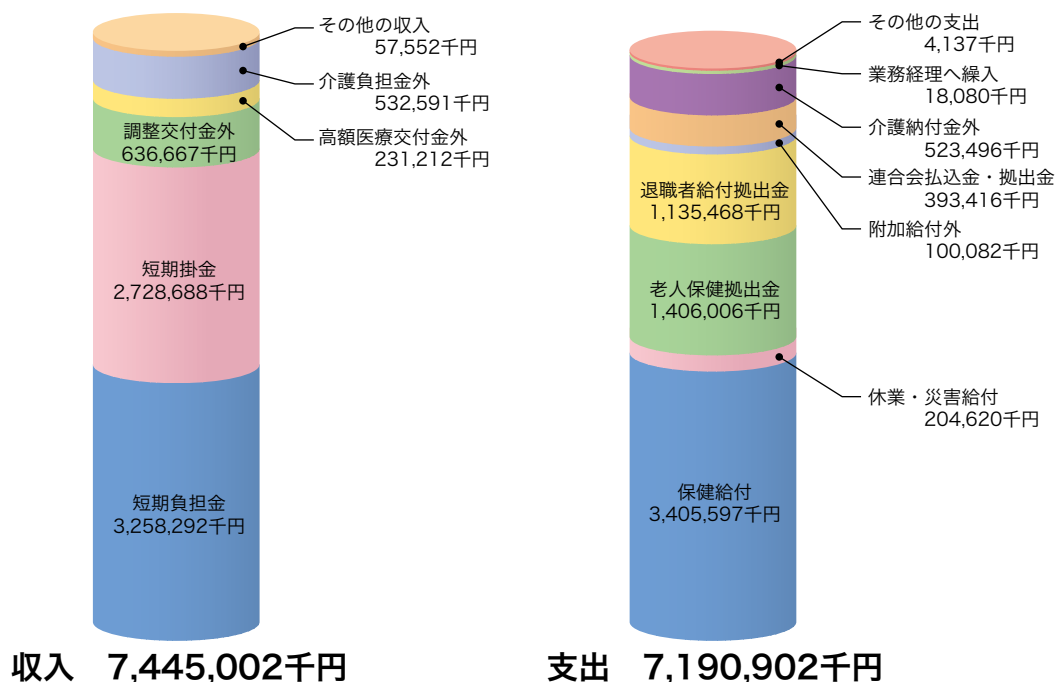
1 短期経理 ～組合員1人当たり医療給付費261,794円となる～

主として、組合員と家族の病気や負傷及び出産などに要した費用に係る給付を行う経理です。

収支の状況

短期掛金・短期負担金及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）からの財政調整交付金等による収入総額 7,445,002 千円に対し、支出総額は医療費等の保健給付費 3,405,597 千円及び老人保健拠出金 1,406,006 千円等 7,190,902 千円となり、その結果、当期短期利益金として 244,827 千円が生じました。この当期短期利益金は、前年度より繰り越した短期繰越欠損金 175,404 千円に充当し、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は、69,423 千円となりました。

また、当期介護利益金として、9,273 千円を生じましたが、前年度より繰り越した介護繰越欠損金 13,873 千円に充当し、翌年度へ繰り越す介護繰越欠損金は 4,600 千円となりました。



医療給付の状況

(単位：件・千円)

区 分	件 数			金 額			
	平成18年度	平成19年度	比較増△減	平成18年度	平成19年度	比較増△減	
本 人	入 院	1,572	1,520	△ 52	350,514	368,203	17,689
	外 来	74,696	74,258	△ 438	534,505	525,266	△ 9,239
	歯 科	17,725	17,089	△ 636	160,263	153,889	△ 6,374
	その他の給付	0	0	0	221,931	224,740	2,809
	計	93,993	92,867	△ 1,126	1,267,213	1,272,098	4,885
家 族	入 院	2,576	2,418	△ 158	606,610	567,888	△ 38,722
	外 来	110,032	110,082	50	747,984	747,372	△ 612
	歯 科	22,574	21,480	△ 1,094	180,579	169,028	△ 11,551
	その他の給付	0	0	0	301,589	306,797	5,208
	計	135,182	133,980	△ 1,202	1,836,762	1,791,085	△ 45,677
高額療養の給付 高額療養費	(2,408)	(2,323)	(△ 85)	225,500	213,172	△ 12,328	
合 計	(2,408) 229,175	(2,323) 226,847	(△ 85) △ 2,328	3,329,475	3,276,355	△ 53,120	

(注) その他の給付は、入院時食事療養の給付、薬剤支給、訪問看護療養の給付、移送費等の給付で、件数は移送費のみを示す。

2 長期経理

この経理は、年金の決定や支払い、年金積立金の運用などの長期給付事業は連合会で一元的処理されているため、各所属所から払い込まれる長期掛金・負担金等を受け、それを連合会へ払い込むための経理です。

収支の状況

収入	……	負担金・掛金	15,558,032 千円
支出	……	負担金払込金・掛金払込金	15,558,032 千円

3 預託金管理経理

この経理は、長期経理の資金運用の一部を連合会から預託を受け、組合員貸付の資金等を賄う経理です。

収支の状況

収入	……	利息及び配当金	293,575 千円
支出	……	支払利息	293,575 千円

4 業務経理

短期給付及び長期経理等の共済組合の法定事業を推進していくために必要な人件費、事務費、その他の経費を支弁する経理で、その資金は地方公共団体からの事務費負担金、短期経理からの繰入金及び連合会からの交付金により賄っております。

事務費負担金等の組合員1人当たりの額及び収入額

(単位：円)

区 分	1人当たりの額	収 入 額
地方公共団体負担金	4,470	100,289,850
短期経理より繰入	1,490	18,079,660
連 合 会 交 付 金	4,509	54,873,007
合 計	10,469	173,242,517

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
負 担 金	100,290	職 員 給 与	89,301
連 合 会 交 付 金	54,873	旅 費	4,596
利 息 及 び 配 当 金	1,927	事 務 費	7,205
短 期 経 理 よ り 繰 入	18,080	賃 借 料	7,106
そ の 他 の 収 入	583	負 担 金	12,809
		そ の 他 の 費 用	47,443
		当 期 利 益 金	7,293
合 計	175,753	合 計	175,753

上記の当期利益金7,293千円は前年度より繰り越した積立金318,087千円とあわせ、翌年度へ繰り越す積立金は325,380千円となりました。

5 保健経理

～健康管理は疾病予防から、すすんで検診を受けましょう～

組合員及びその家族の健康の保持増進、疾病予防、元気回復及び短期給付の医療費増高抑制対策事業等を推進する経理です。

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
負 担 金	118,571	職 員 給 与	24,306
掛 金	118,508	厚 生 費	179,029
保 険 手 数 料	13,843	旅 費	837
連 合 会 交 付 金	4,821	事 務 費	3,573
補 助 金	64	委 託 費	7,216
そ の 他 の 収 入	3,362	賃 借 料	2,909
		負 担 金	3,791
		そ の 他 の 費 用	1,141
		当 期 利 益 金	36,367
合 計	259,169	合 計	259,169

上記の当期利益金36,367千円は、前年度より繰り越した積立金584,744千円とあわせ、翌年度へ繰り越す積立金は621,111千円となりました。

保 健 事 業 の 概 要

(単位：千円)

事業の種類	事業計画額	決算額	概 要
短期人間ドック助成金	79,230	77,767	1,866人(組合員1,756人・被扶養配偶者110人)
日帰りドック助成金	32,340	32,679	1,106人(組合員980人・被扶養配偶者126人)
脳ドック助成金	9,000	8,779	296人(組合員274人・被扶養配偶者22人)
風邪予防対策費	5,544	5,544	全組合員
組合員健康対策費	35,617	35,610	家庭常備薬品等配布、健康対策費助成
生活習慣改善事業	2,624	2,444	心とからだの健康セミナー、健康づくり講座
指定宿泊施設利用助成金	6,000	4,793	2,492人
図書広報関係費	177	176	共済ながさき特集号
医療費増高対策費	8,162	7,961	医療費分析資料、レポート審査・縦覧点検業務、医療費通知等
その他の費用	3,388	3,276	大腸癌・肺癌・子宮癌検診助成等
合 計	182,082	179,029	

6 宿泊経理

自治会館の維持管理をする経理です。

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
施設収入	8,264	委託費	6,308
その他の収入	486	委託管理費	1,672
当期損失金	6,570	修繕費	73
		その他の費用	7,267
合 計	15,320	合 計	15,320

当期損失金として6,570千円生じましたが、前年度より繰り越した積立金290,043千円を取り崩して補てんし、翌年度に繰り越す積立金は283,473千円となりました。

7 貯金経理 ～貯金加入率 41.09%・1人当たり貯金額 2,059 千円となる～

共済積立貯金は、組合員の皆様の資産の保全、生活の安定に寄与するため、給与天引きによりお預かりした大切なお金を安全かつ有利に運用し、運用益の還元に努めております。

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
利息及び配当金	129,303	職 員 給 与	11,351
その他の収入	2,157	事 務 費	2,308
		賃 借 料	1,944
		負 担 金	1,866
		支 払 利 息	41,136
		そ の 他 の 費 用	947
		当 期 利 益 金	71,908
合 計	131,460	合 計	131,460

上記の当期利益金71,908千円は、前年度より繰り越した欠損金補てん積立金395,130千円とあわせ、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は467,038千円となりました。

8 貸付経理 ～資金調達は、気軽に共済貸付を利用しましょう～

組合員の住宅資金を中心に、教育、災害、その他臨時に資金を必要とする場合に貸し付ける事業です。

収 支 の 状 況

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
組合員貸付金利息	320,372	職 員 給 与	14,215
連 合 会 交 付 金	29,949	旅 費	821
その他の収入	74	事 務 費	3,779
当 期 損 失 金	9,982	負 担 金	2,428
		支 払 利 息	269,060
		連 合 会 払 込 金	37,966
		貸 付 債 権 保 全 金	27,419
		そ の 他 の 費 用	4,689
合 計	360,377	合 計	360,377

当期損失金9,982千円が生じたが、前年度より繰り越した積立金486,619千円を取り崩して補てんし、翌年度へ繰り越す積立金は476,637千円となりました。

貸 付 の 状 況

(単位：％、千円、月、件)

貸付種別	特例利率	最高限度額	償還期間	件数	金額	割合	
普通貸付	2.26 2.46	2,000	120	2,288	1,775,609	13.42	
住 宅 貸 付	2.26 2.46	18,000	360	2,536	10,635,714	80.36	
災害貸付	新規	1.88 2.05	18,000	360	10	30,842	0.23
	再貸付	1.88 2.05	19,000	360	1	654	0.01
特別貸付	医 療	2.26 2.46	1,000	90	2	867	0.01
	入 学	2.26 2.46	2,000	120	308	281,486	2.13
	修 学	2.26 2.46	月 100	150	264	233,345	1.76
	結 婚	2.26 2.46	2,000	120	72	50,696	0.38
	葬 祭	2.26 2.46	2,000	120	6	4,315	0.03
在宅介護住宅貸付	2.00 2.20	3,000	330	96	220,657	1.67	
高額医療貸付	無利息	高額療養費 相当額	高額療養費 支給時に控除	0	0	0.00	
出 産 貸 付	無利息	出産費・家族 出産費相当額	出産費・家族 出産費支給時に控除	0	0	0.00	
合 計	—	—	—	5,583	13,234,185	100.00	

(注) 利率は、上段が平成19年4月から同年12月まで、下段が平成20年1月から同年3月までのものです。
 なお、抵当権の設定を要する貸付（400万円を超える住宅貸付及び災害貸付）以外の貸付（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）については、上記の利率に借受人の一部負担金として年0.06%を加算されています。

監 査 報 告 書

1. 監査年月日 平成20年 6月19日
2. 監査の対象となった期間 自 平成19年 4月 1日
至 平成20年 3月31日
3. 監査事項 平成19年度決算並びに組合業務全般について
4. 監査結果の概況
本組合定款第43条にもとづき、平成19年度の会計期間に係わる各経理の帳簿、証憑書類並びに関連業務について精査したところ、正確に記帳整理されており、一般業務についても法令の定めるところに従い適正に執行されているものと認めた。
5. 出納職員に対して直接注意した事項
なし
6. その他
なし

上記のとおり組合定款第46条の規定により報告する。

平成20年 6月19日

監 事 奥 村 慎太郎
 監 事 眞 弓 朋 治
 監 事 今 田 正

長崎県市町村職員共済組合
 理事長 白濱 信 様
 長崎県市町村職員共済組合組合会 様

退職準備セミナーのお知らせ

平成20年度中に60歳に到達される組合員を対象に、共済年金制度概要、年金請求手続き、退職後の医療保険制度等についての説明及び個人相談会を開催いたします。

参加を希望される方は所属所の共済担当者へお申し込み下さい。参加される方には年金額試算書をお渡しいたしますので、将来の生活設計にお役立ていただきたいと思います。

開 催 日	開 催 場 所	・ 開 催 時 間
10月 9日(木)	長崎市 (長崎県自治会館)	13時30分～17時
10月10日(金)	長崎市 (長崎県自治会館)	13時30分～17時
10月17日(金)	対馬市 (豊玉町文化会館)	13時30分～17時
10月20日(月)	佐世保市 (佐世保市役所)	13時30分～17時
10月21日(火)	南島原市 (南島原市役所)	13時30分～17時
10月23日(木)	雲仙市 (ふるさと会館)	13時30分～17時
10月29日(水)	平戸市 (離島開発総合センター)	13時30分～17時
11月 6日(木)	大村市 (大村市役所)	13時30分～17時
11月12日(水)	五島市 (五島市役所)	13時30分～17時
11月13日(木)	新上五島町 (新上五島町役場)	13時30分～17時
11月18日(火)	諫早市 (諫早市立図書館)	13時30分～17時
11月20日(木)	壱岐市 (壱岐文化ホール)	13時30分～17時

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額が変更されました

雇用保険法の改正に伴い、平成20年8月以後の休業に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額が変更されましたのでお知らせします。

給付上限相当額	変更前 7,712円	⇒	変更後 7,669円
---------	---------------	---	---------------

ドック受診の際は必ず助成券の提出を!!

当組合の組合員及び被扶養配偶者で30歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を目的とした2日ドック助成・1日ドック助成を実施しています。

ドックを受診する際は、当組合が発券するドック受診助成券（以下「助成券」といいます。）と組合員証又は組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）を医療機関等の受付に提出いただくようお願いしていますが、一部において助成券を持参せず受診するという事例が発生しています。

助成券を提出せず受診されますとドック費用を全額負担していただくこととなりますので、大切に保管し、必ず受診の際に組合員証等と一緒に医療機関等へ提出されますようお願いいたします。



特定健康診査等実施計画を策定しました

平成20年4月から、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象に、生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を共済組合などの各医療保険者が実施することになり、効率的かつ効果的に実施するため、今後5年間の実施計画を策定しました。組合員や被扶養者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

特定健康診査等実施計画

第一 目的

我が国は、経済の着実な回復が続くことが見込まれる一方、平均寿命の伸長や予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかになった。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、少子高齢化に対応した持続可能な制度とすることが求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて、当共済組合においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、五年ごとに、五年を一期として定めるものとする。

第二 長崎県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町役場に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成18年度の所属所数は41所属所。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は約12,400人で、平均年齢は43歳である。

また、被扶養者（任意継続組合員の被扶養者及び任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は約19,800人で、平均年齢は31歳、男性が全体の約4割を占めている。

健康診断について、組合員にあつては、所属所の事業主健診又は当組合の人間ドックにより行っている。

現在36カ所の健診機関との間で契約して人間ドックを実施している。

また、被扶養者にあつては、各市町村が実施する住民健診又は当組合の人間ドックにより実施している。

また、保健指導については、人間ドックを受診した医療機関において検診結果に基づき行っている。

第三 達成目標

1 特定健康診査の実績に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率は基本的には80%にする。

なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

	（%）					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
組合員	85	85	85	85	85	—
被扶養者	45	50	55	60	65	—
計	70	72	74	76	78	80

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率を45%にする。

なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

	（%）					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者数（人）	14,903	15,089	15,096	15,036	14,977	—
特定保健指導対象者数（人）	3,855	3,904	3,906	3,890	3,875	—
実施率	10	15	35	40	45	45

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。（国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定。）

第四 特定健康診査等の対象者数（基本指針第四の二）

1 特定健康診査

被扶養者	（人）				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数（推計値）	5,248	5,328	5,342	5,309	5,278

2 特定保健指導

組合員+被扶養者	（人）				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	14,903	15,089	15,096	15,036	14,977
保健指導対象者計	3,855	3,904	3,906	3,890	3,875
実施率（%）	10	15	35	40	45
実施者数	386	586	1,367	1,556	1,744

第五 特定健康診査等の実施方法（基本指針第四の三）

1 実施場所

- ① 特定健康診査について
被扶養者については、集合契約する医療機関とする。
- ② 特定保健指導について
保健指導については、契約医療機関とする。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

- ① 特定健康診査
代表医療保険者を通じて健診委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。
- ② 特定保健指導
「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングとする。

5 受診・利用方法

特定健診等対象者に、受診券及び利用券を所属所等を通じ対象者に配布する。
特定健診等対象者は、受診券又は利用券とともに組合員証等を健診機関・指導機関に提示し、特定健診等受ける。

6 周知や案内の方法

当共済組合の広報誌を組合員に配布して周知を図る。
また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配付することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みをする。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

第六 個人情報保護（基本指針第四の四）

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、長崎県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程を遵守する。
当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。
当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。
外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第四の五）

本計画の周知は、組合広報誌及びホームページに掲載する。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第四の六）

当計画については、毎年実施に基づき評価する。
また、平成23年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

お口の健康アドバイス



長崎県歯科医師会
地域保健委員会 副委員長
古豊 泰彦 先生

当組合の歯科医療費は、全国平均よりも高い状況にあります。そこで、長崎県歯科医師会のご協力により「お口の健康アドバイス」と題し、口腔衛生について掲載します。

先生から一言

長崎県歯科医師会地域保健委員会副委員長をしている古豊泰彦です。長崎市小峰町で開業しています。今回は、歯周病と喫煙、薬剤、妊娠の関係について説明いたします。



● 喫煙の影響

喫煙者は歯周病にかかりやすく、また重症化しやすいと言われていいます。これは、口の中の組織の抵抗力に影響しているからです。口の組織の免疫力を弱め、また免疫細胞が本来細菌の分解に使用する酵素を過剰に活性化し自分の歯を支えている組織を傷つけるからなのです。さらに、タバコは傷の治りも遅くします。



● 薬剤の影響

歯周病に影響を与える薬剤があります。

・てんかん治療薬のフェニトイン（ヒダントイン）は副作用として重症の線維性歯肉増殖を起こすことがあります。

・高血圧症治療薬のカルシウム拮抗剤（アダラートなど）も長期の服用により歯肉増殖を起こすことがあります。この薬剤は比較的中高年に用いられるため、成人型の歯周炎を重症化させることがあります。

歯科医院を受診する際は、服用している薬剤を持参して担当医に相談するといいでしょう。



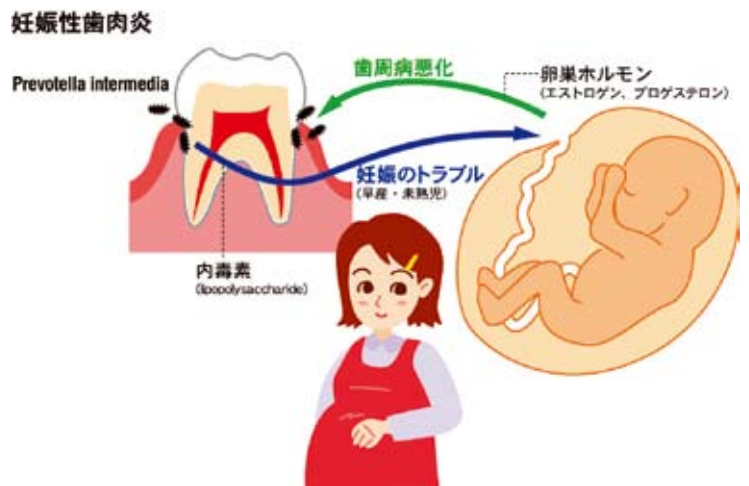
● 歯周病と妊娠

妊娠は直接的な歯周病の原因とはなりませんが、歯周病を悪化させる可能性があります。

1つは妊娠初期のつわりなどのために歯磨きが不十分となり、歯周病にかかりやすくなります。

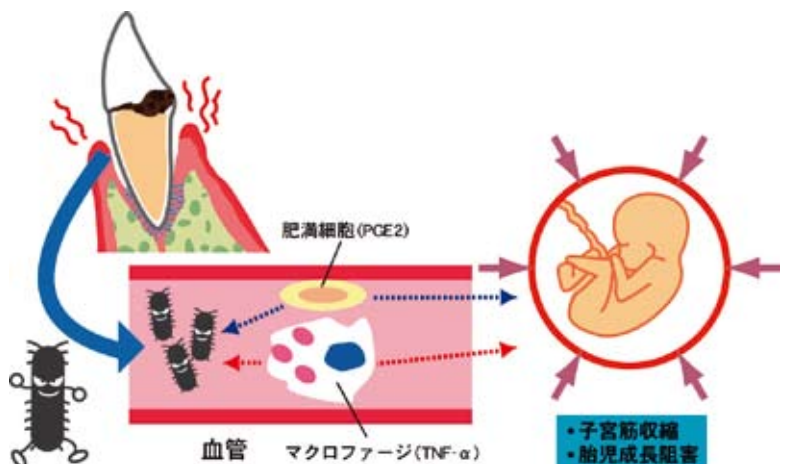
次に、妊娠によるホルモンの影響があり、エストロゲン（卵胞ホルモン）やプロゲステロン（黄体ホルモン）が増加すると、細胞増殖や血管透過性が亢進し、歯ぐきの腫れなどが起こりやすくなるのです。さらに、妊娠性歯肉炎の原因のプレボテラ・インテルメディアは性ホルモンを発育素として増えることが知られています。

なお、この細菌の出す内毒素が早産や低体重児出産などの妊娠のトラブルと関連があると言われて



● 歯周病と低体重児出産

歯周病の原因菌であるグラム陰性菌の産生する内毒素（リポ多糖体=LPS）のため、マクロファージや肥満組織などの炎症性細胞が増加します。これらの炎症性細胞が分泌するプロスタグランジンE2（PGE2：子宮の収縮作用を持つ）、腫瘍壊死因子- α （TNF- α ）などが増加すると、胎盤を介して胎児の成長を阻害したり、子宮筋の収縮を起こし早産をまねく可能性があります。



歯科医院を受診する際は、妊娠していることを担当医に伝えてください。

「だんしん」の中途加入募集のお知らせ

○ 「だんしん」をご存知ですか？

「だんしん」とは、団体信用生命保険事業のことで、グループメリットにより保険料が安くなった生命保険です。

今回ご案内する「だんしん」保険は組合員貸付金を受けている組合員の方が、万一死亡した場合、または高度障害となった場合に、未償還貸付残高を保険金で保証する保険です。

例えば「だんしん」に加入していなかった方が死亡した場合、未償還貸付残高を家族の方が自己資金や退職金で返済することになりますが、「だんしん」に加入していれば、未償還貸付残高は保険金で相殺されるため、残された家族の負担を軽減することができます。

また、「だんしん」の中途加入時に「だんしん」を補完する「債務返済支援保険※」もあわせて加入することができます。（すでに「だんしん」に加入されている方は「債務返済支援保険」に中途加入できません。）

申込書及びパンフレットは、所属所に送付しておりますので、ぜひこの機会に加入をご検討ください。

※「だんしん」に加入している組合員が、病気・傷害または所定の精神障害により就業障害状態となったとき、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いする制度です。

募集締切 平成20年9月19日（共済組合必着日）

保険金額

だんしん……………平成20年9月末の未償還貸付残高を10万円単位に切上げた額
債務返済支援保険……月々の返済額（ボーナス返済を含む場合は年間返済予定額を12で除して得た額）

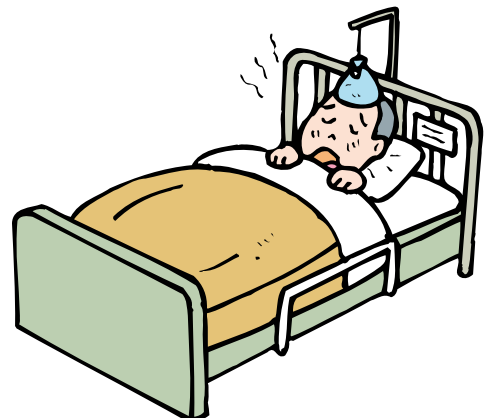
特約保証料（保険料）

だんしん……………保険金額10万円につき月額20円
債務返済支援保険……返済額1万円につき月額96円

保証開始日 平成20年12月1日

次の方は加入できません

- 平成20年12月1日現在の年齢が、満70歳以上の方
- 平成20年9月末日現在の貸付金残高が50万円未満の方
- 過去3年以内に保険会社が定めた告知事項に掲げる病気により連続2週間以上の入院をした方



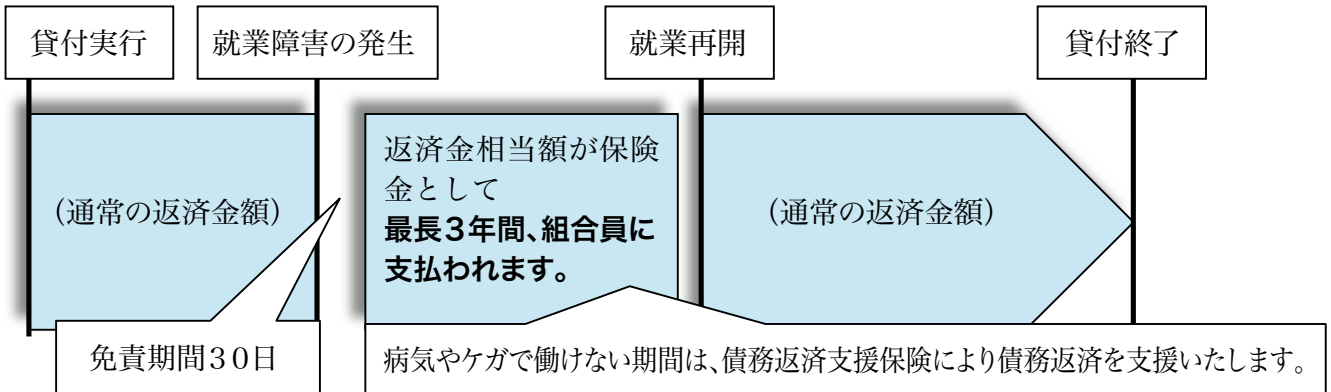
詳しくは、所属所の共済組合担当課又は共済組合経理課福祉係までお問い合わせください。

債務返済支援保険の審査漏れはありませんか？

○債務返済支援保険とは？

「だんしん」に加入している組合員が、病気・傷害または所定の精神障害により就業障害状態となったとき、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いする制度です。

<「債務返済支援保険制度」の適用を受けた場合(イメージ)>



上記のように、就業障害が発生し、免責期間の30日間が経過すると、債務返済支援保険の支払い対象となる場合があります。

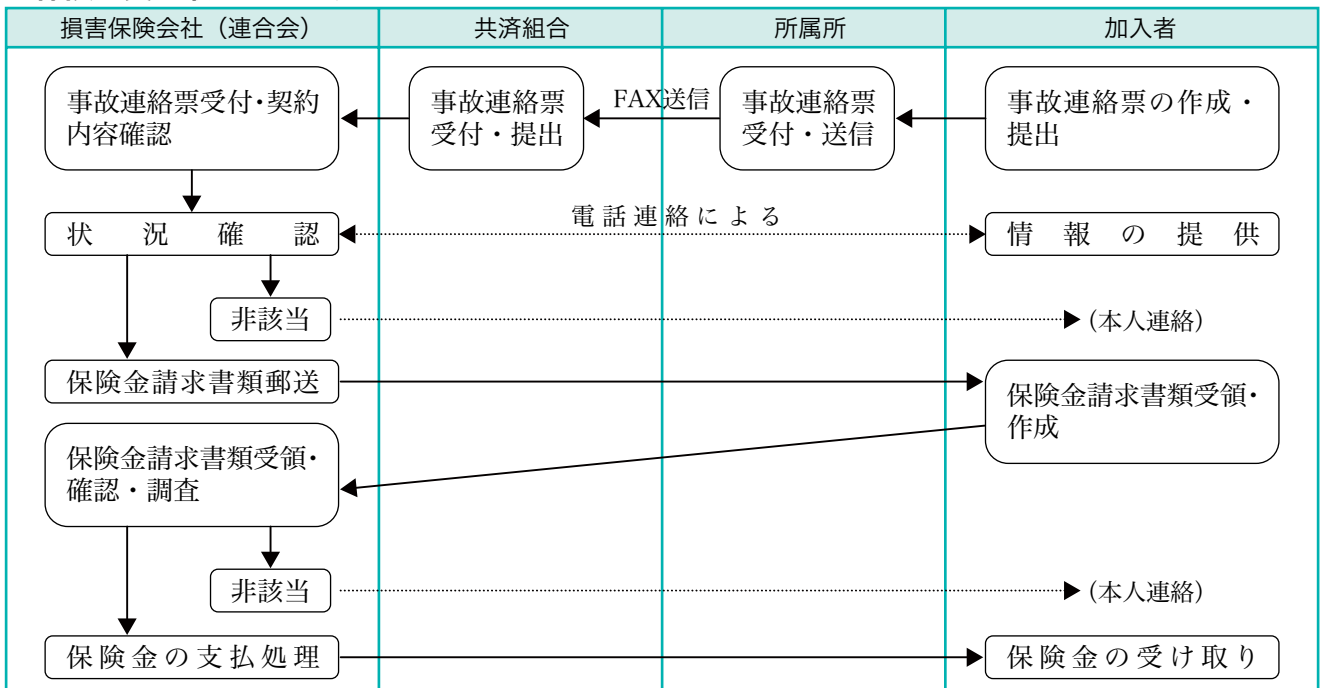
免責期間に休職の種類は関係なく、仕事を休んでから30日間となります。過去に30日を越えて仕事を休んだことがある方については、保険の支払い対象となる可能性もありますので、審査漏れがないか今一度ご確認ください。

○「債務返済支援保険」の請求について

保険事故が発生した場合は「事故連絡票」を所属所の共済組合担当課をとおして取り寄せいただき、必要事項を記入のうえ、所属所を經由して共済組合までご提出ください。共済組合にて受付後、全国市町村職員共済組合連合会を經由し、損害保険会社に提出します。

後は、基本的に、加入者と損害保険会社との間で直接やり取りすることになります。

<保険金受け取りまでの流れ>



●●●● 共済貯金の状況について ●●●●

共済組合は、貯金事業の健全な発展のため、あらゆる角度からの情報収集等に努め、最大限の努力をしていますが、最終的には、共済貯金は経済情勢等を勘案し、組合員ご自身が判断してご利用いただくようお願いいたします。

現在の状況についてお知らせします。

貯金経理の資産構成

(平成20年3月31日現在)

種 別	金 額	預 入 金 融 機 関 等
普通預金	4,564,174円	十八銀行・親和銀行
定期預金	545,000,000円	中央三井信託銀行
金銭信託	3,244,000,000円	中央三井信託銀行
投資有価証券	6,962,932,900円	国債・地方債・政府関係機関債・社債
そ の 他	17,118,962円	預金及び投資有価証券等未収利息
合 計	10,773,616,036円	

積立貯金の状況

区 分	平成18年度	平成19年度	比較増△減
貯 金 額	10,413,961,647円	10,280,676,712円	△133,284,935円
貯 金 者 数	5,252人	4,992人	△260人
1人当たり貯金額	1,982,856円	2,059,430円	76,574円
組合員加入率	42.45%	41.09%	△1.36%
支払利率(半年複利)	0.40%	0.40%	—

《積立貯金払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール》

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	締切日	送金日	締切日	送金日
平成20年 9月送金	8月29日	9月12日	9月5日	9月30日
	9月12日	9月30日		
平成20年10月送金	9月30日	10月15日	10月3日	10月31日
	10月15日	10月31日		
平成20年11月送金	10月31日	11月14日	11月5日	11月28日
	11月14日	11月28日		

※締切日までに、**共済組合へ必着**するよう手続きしてください。締切日を過ぎますと送金できませんのでご注意ください。

※払戻・解約については、**共済組合に登録してある登録印**での請求となりますのでご注意ください。

※**加入してから1年未満**の方は払戻できませんので、ご注意ください。

～ 平成20年度の組合員証等「検認」における 被扶養者認定事務取り扱いについて ～

前号でもお知らせしておりましたが、現在、組合員証等の検認を行っています。この際、被扶養者の資格確認も行っていますが、検認後も引き続き被扶養者として認定する場合の当組合における判断基準について、従来の検認時における事務処理から、次の点を見直し実施しています。

今回の検認時における被扶養者認定事務の一部見直し	
見直しの趣旨	<p>地方公務員等共済組合法第2条第2号の規定において、被扶養者とは「主として組合員の収入により生計を維持するもの」とされています。</p> <p>そこで、この趣旨を踏まえ、適正な被扶養者の認定事務を行っていくために、その取扱いを一部見直しています。</p>
見直しの内容	<p>(1) 父母、祖父母等の尊属に係る認定について</p> <p>ア 組合員と認定対象者の年間収入を比較し、組合員の年収の2分の1が認定対象者の年収よりも上回る場合に、組合員に扶養能力があるものとする。</p> $\text{組合員の年収} \times 1/2 > \text{認定対象者の年収}$ <p>イ 認定対象者を扶養した場合の組合員の世帯平均生計費が認定対象者の平均生計費を上回っていないなければならない。</p> <p>(ア) 認定対象者が同居の場合 (A > Bであること)</p> <p>A 組合員世帯平均生計費 = (組合員の年収+被扶養者及び認定対象者の年収) ÷ 組合員、被扶養者、認定対象者の合計人数</p> <p>B 認定対象者の世帯平均生計費 = 認定対象者の年収 ÷ 認定対象者数</p> <p>(イ) 認定対象者が別居の場合 (A > Bであること)</p> <p>A 組合員世帯平均生計費 = (組合員の年収-仕送り額) ÷ 組合員と同居の被扶養者の合計人数</p> <p>B 認定対象者の世帯平均生計費 = (認定対象者の年収+仕送り額) ÷ 認定対象者数</p> <p>(2) 別居している者の認定について</p> <p>別居している者への仕送り額の基準を、従来の認定対象者に係る総収入(仕送り額を含む)の3分の1程度から、2分の1程度とします。</p> <p>なお、別居している者の認定に際しては、扶養手当が有る場合であっても、「扶養事実確認書」を添付するものとし、併せて送金額(仕送り額)の確認書類として、通帳の写しや金融機関からの振込受領書や銀行ATMの利用明細書等を添付していただくこととします。</p>

※ 被扶養者の認定に際しては、様々なケースがありますので、上記の内容を満たしていなくとも認定可能なケースや上記の処理方法(送金額の確認書類の提出)では一律に処理し難いことがありますので、認定の可否についての判断が難しい場合や提出書類が揃えにくい場合、また、不明な点がある場合は 総務課 資格調定係 までお問い合わせください。

夏・秋の宿泊プランのお知らせ ***

夏・秋 会席一泊二食付
 組合員 7,750円
 一般 9,350円



期間7月～9月末

夏【おこぜ会席】



期間9月～11月末

秋【和牛会席】



刺身盛 3,000円～



舟盛 5,000円～

小浜温泉やすらぎの宿
 GRAND VIEW HOTEL
 グランビューうおみ

〒854-0514 長崎県雲仙市小浜町北本町943
 TEL0957-74-2515/0957-76-0134
 fax 0957-74-4455
<http://gvuomi.5star-e.net/>



《近隣イベント情報》

8月 30日(土)・31日(日)

小浜サンセットビート

*参加 無料 場所 小浜マリンパーク

9月 23日(火)

ステップアップ923 くにみの日

*参加 無料 場所 有明フェリー駐車場

10月 5日(日)

千々石海岸サンドアートフェスティバル

*参加 無料 場所 千々石海岸

10月 12日(日)

ダイワスーパーカップ 投 2008

全国決勝大会

*参加 有料 場所 千々石海岸



お子様ランチ
1,200円



お子様ランチ
600円

長崎県市町村職員共済組合

長崎市興善町6番24号
 TEL 095-827-3137 FAX 095-824-9050
 URL <http://www.nagasaki-kyosai.jp/>
 編集発行人 佐藤 福生